

関税暫定措置法施行規則

(昭和四十四年七月一日大蔵省令第三十九号)

改正 昭和四十四年十二月二十六日大蔵省令第六二号

昭和四十五年五月一日大蔵省令第三十九号

昭和四十五年六月二十二日大蔵省令第四十九号

昭和四十五年十二月二十八日大蔵省令第七十四号

昭和四十六年四月一日大蔵省令第十九号

昭和四十六年七月八日大蔵省令第五十三号

昭和四十六年七月二十二日大蔵省令第五十五号

昭和四十六年八月三十一日大蔵省令第六十二号

昭和四十七年二月十八日大蔵省令第五号

昭和四十七年三月三十一日大蔵省令第十四号

昭和四十七年七月二十四日大蔵省令第六十三号

昭和四十七年十二月二十日大蔵省令第八十三号

昭和四十八年二月一日大蔵省令第七号

昭和四十八年三月三十一日大蔵省令第十九号

昭和四十九年一月十四日大蔵省令第二号

昭和四十九年三月三十日大蔵省令第二十号

昭和四十九年七月十六日大蔵省令第四十六号

昭和五十年三月三十一日大蔵省令第三十三号

昭和五十年十月七日大蔵省令第三十七号

昭和五十三年三月三十一日大蔵省令第十四号

昭和五十四年三月三十一日大蔵省令第十一号

昭和五十五年三月三十一日大蔵省令第十三号

昭和五十五年十月二十一日大蔵省令第四十二号

昭和五十六年三月三十一日大蔵省令第十号

昭和五十八年三月三十一日大蔵省令第十二号

昭和五十九年三月三十一日大蔵省令第十七号

昭和六十年十二月二十六日大蔵省令第六十一号

昭和六十一年三月三十一日大蔵省令第十三号

昭和六十二年三月三十一日大蔵省令第十六号

昭和六十二年十月十六日大蔵省令第五十六号

昭和六十三年三月三十一日大蔵省令第十七号

平成二年三月三十一日大蔵省令第十四号

平成三年三月三十日大蔵省令第四十二号

平成五年三月三十一日大蔵省令第四十三号

平成五年十月十五日大蔵省令第九十四号

平成七年三月三十一日大蔵省令第二十八号

平成七年十二月二十七日大蔵省令第八十九号

平成八年三月三十一日大蔵省令第二十四号

平成八年九月三十日大蔵省令第五十六号

平成九年三月三十一日大蔵省令第三十四号

平成十一年三月三十一日大蔵省令第四十八号

平成十二年七月二十一日大蔵省令第六十五号

平成十三年八月二十一日大蔵省令第六十九号

平成十三年三月三十一日財務省令第三十九号

平成十三年十二月五日財務省令第六十三号

平成十四年三月三十一日財務省令第二十九号

平成十五年三月三十一日財務省令第四十三号

平成十五年九月三十日財務省令第九十九号

平成十八年三月三十一日財務省令第三十二号

平成十八年十一月一日財務省令第六十九号

平成十九年三月三十一日財務省令第二十八号

平成二十一年三月三十一日財務省令第五十六号

平成二十三年三月三十一日財務省令第十二号

平成二十三年十一月三十日財務省令第八十三号

平成二十四年三月三十一日財務省令第三十五号

平成二十六年十二月十二日財務省令第九十三号

平成二十七年三月三十一日財務省令第四十二号

平成二十八年三月三十一日財務省令第三十一号

平成二十八年六月十七日財務省令第五十五号

平成二十九年一月二十五日財務省令第一号

(平成三十年七月十一日財務省令第五十三号)

平成二十九年三月三十一日財務省令第三十五号

平成三十年三月三十日財務省令第九号

令和元年六月二十四日財務省令第八号

関税暫定措置法施行令第一条第二号、第九条第一項及び第二項並びに第二十一条の二十六第二項の規定に基づき、関税暫定措置法施行規則を次のように定める。

関税暫定措置法施行規則

(配合飼料の指定)

第一条 関税率法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第十六号)第二条(飼料の規格)の規定は、関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」という。)の

第一条(配合飼料の指定)、第三十二条第二項第二号(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)及び第四十五条第二項(児童福祉施設等の指定)に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。

(共同利用施設の要件)

第一条の二 令第三条第二項第四号(共同利用施設の要件)に規定する財務省令で定める

要件は、管理者が定められているものであり、かつ、営利の目的に供されないものであることとする。

(共同利用施設についての確認に必要な手続)
 第一条の三 令第三条第二項(共同利用施設の指定)の税関長の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする施設を設置する農事組合法人の定款の写しその他参考となるべき事項を記載した書類を、当該施設の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(本邦で製作が困難な素材の指定)
 第一条の四 令第七条第三号又は第五号(免税の対象となる素材の指定)に規定する財務省令で定める物品は、航空機及びこれに使用する部分品又は宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材(合成樹脂を含有した素材を含む。)で本邦において製作することが困難なものであることを税関長がその定める期間につき確認した物品とする。

(本邦で製作が困難な素材についての確認の申請手続)
 第二条 前条の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする物品の製造者、製造地、品名、型式、性能、数量、価格、用途及び使用の場所、その輸入の目的、予定時期及び予定地並びに当該物品が本邦において製作することが困難であることの事由及びその同種品又は類似品について同条の規定による確認を既に受けたことがあるかどうかを記載した申請書を当該物品の輸入申告をする税関長に提出しなければならない。

(確認を受けた本邦で製作が困難な素材の免税の手続)
 第三条 第一条の四に規定する確認を受けた物品について関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号。以下「法」という。)第四条(航空機部分品等の免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、令第八条(航空機部分品等の免税手続)に定める手続を行う場合において、当該確認を証する書類を税関に提示しなければならない。

第四条から第六条まで 削除
 (輸入数量の換算)
 第七条 令第十四条第一項及び第二項(輸入数量の算出方法)に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

物品	品目	換算率
一の法の別表第一の六の一三の項に掲げる物品	関税率表(明治四十三年法律第五十四号)別表(以下この表において「関税率表」という。)第一〇〇一・一〇一、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九九号又は第一〇〇八・六〇号の二に掲げる物品	一
	品	一・四
	関税率表第一〇〇一・〇〇〇号、第一〇〇二・九〇号の二、第一〇〇三・一〇一、第一〇〇三・二〇〇号の一若しくは第一〇〇四・二九号の一、第一〇〇一・二〇〇号の一	一・四

物品	二 法の別表第一の六の一四の項に掲げる物品	三 法の別表第一の六の一四の二の項に掲げる物品
(二)のB又は第一九〇一・九〇号の一(二)のBに掲げる物品	関税率表第一〇四・一九号の一に掲げる物品	関税率表第一〇四・一九号の一に掲げる物品
	関税率表第一〇八・一一号、第一九〇一・二〇〇号の一(二)のD(a)又は第一九〇一・九〇号の一(二)のD(a)に掲げる物品	関税率表第一〇八・一一号、第一九〇一・二〇〇号の一(二)のD(a)又は第一九〇一・九〇号の一(二)のD(a)に掲げる物品
	関税率表第一九〇四・一〇〇号の二(二)、第一九〇四・二〇〇号の二(二)、第一九〇四・三〇〇号、第一九〇四・九〇号の二又は第二二〇六・九〇号の二(一)のB(a)に掲げる物品	関税率表第一九〇四・一〇〇号の二(二)、第一九〇四・二〇〇号の二(二)、第一九〇四・三〇〇号、第一九〇四・九〇号の二又は第二二〇六・九〇号の二(一)のB(a)に掲げる物品
	関税率表第一〇〇三・一〇〇号又は第一〇〇三・九〇号に掲げる物品	関税率表第一〇〇三・一〇〇号又は第一〇〇三・九〇号に掲げる物品
	関税率表第一〇四・一九号の三に掲げる物品	関税率表第一〇四・一九号の三に掲げる物品
	関税率表第一〇四・二〇〇号の四、第一九〇一・二〇〇号の一(二)のC又は第一九〇一・九〇号の一(一)のCに掲げる物品	関税率表第一〇四・二〇〇号の四、第一九〇一・二〇〇号の一(二)のC又は第一九〇一・九〇号の一(一)のCに掲げる物品
	関税率表第一〇四・一九号の三に掲げる物品	関税率表第一〇四・一九号の三に掲げる物品
	関税率表第一〇四・二〇〇号の三に掲げる物品	関税率表第一〇四・二〇〇号の三に掲げる物品
	関税率表第一九〇四・一〇〇号の二(三)、第一九〇四・二〇〇号の二(三)、第一九〇四・九〇号の三又は第二二〇六・九〇号の二(一)のB(b)に掲げる物品	関税率表第一九〇四・一〇〇号の二(三)、第一九〇四・二〇〇号の二(三)、第一九〇四・九〇号の三又は第二二〇六・九〇号の二(一)のB(b)に掲げる物品
	関税率表第一〇〇六・一〇〇号に掲げる物品	関税率表第一〇〇六・一〇〇号に掲げる物品
	関税率表第一〇〇六・二〇〇号に掲げる物品	関税率表第一〇〇六・二〇〇号に掲げる物品
	関税率表第一〇〇六・三〇〇号、第一〇〇六・四〇〇号、第一〇〇四・一九号の二(二)、第一〇〇四・二九号の二、第一九〇四・二〇〇号の二(一)、第一九〇四・二〇〇号の二(一)又は第二二〇六・九〇号の二(一)のAに掲げる物品	関税率表第一〇〇六・三〇〇号、第一〇〇六・四〇〇号、第一〇〇四・一九号の二(二)、第一〇〇四・二九号の二、第一九〇四・二〇〇号の二(一)、第一九〇四・二〇〇号の二(一)又は第二二〇六・九〇号の二(一)のAに掲げる物品
	関税率表第一九〇四・九〇号の一に掲げる物品のうち米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	関税率表第一九〇四・九〇号の一に掲げる物品のうち米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの
	関税率表第一〇二・九〇号の三、第一〇〇三・一九号の四、第一〇〇三・二〇〇号の三(二)、第一九〇一・二〇〇号の一(二)のA若しくは(三)又は第一九〇一・九〇号の一(二)のAに掲げる物品	関税率表第一〇二・九〇号の三、第一〇〇三・一九号の四、第一〇〇三・二〇〇号の三(二)、第一九〇一・二〇〇号の一(二)のA若しくは(三)又は第一九〇一・九〇号の一(二)のAに掲げる物品
	関税率表第一九〇一・九〇号の一(三)に掲げる物品のうち米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	関税率表第一九〇一・九〇号の一(三)に掲げる物品のうち米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの

四 法の別表第一の六の二一の項に掲げる物品	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち穀付きのもの 関税率表第一二〇二・四一号に掲げる物品のうち 関稅定率法第一三條第一項の規定の適用を受けないもの 関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち穀を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。) 関税率表第一二〇二・二〇号に掲げる物品のうち 関稅定率法第一三條第一項の規定の適用を受けないもの	〇・七五
-----------------------	--	------

(国内消費量の統計)

第七条の二 令第十五条(国内消費量の統計)に規定する財務省令で定める統計は、次に掲げる農林水産省又は独立行政法人農畜産業振興機構において作成する統計とする。

- 一 酪農品の需給動向
- 二 米穀の国内消費仕向量の動向
- 三 でん粉総合需給表
- 四 農林水産省食肉流通統計
- 五 食肉保管状況調査

(生きている豚の輸入数量の換算)

第七条の三 令第十九条第一項(豚肉等の輸入数量等の算出方法)において準用する令第十四条第一項(輸入数量の算出方法)及び令第十九条第二項に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、生きている豚に係る数量を一頭につき五十四キログラムとして換算して得た数量とする。

(所得額に関する統計等)

第七条の四 令第二十五条第一項第一号に規定する財務省令で定める統計は、国際復興開発銀行がその年の翌々年に公表する国ごとのその年の一人当たりの所得の額に関する統計(以下この項において「所得統計」という。)において所得分類がされている国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条において同じ。)については当該所得統計とし、当該所得統計において所得分類がされていない国についてはその国の政府機関又は他の適当な国際機関が公表するその年の一人当たりの所得の額に関する統計とする。

2 令第二十五条第一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより算出する輸出額の割合は、世界貿易機関がその年の翌年に公表するその年の輸出額に関する統計に基づき算出した世界の輸出額の総額のうち占める国ごとの輸出額の割合とする。ただし、当該統計において国ごとの輸出額が公表されていない国の輸出額にあつては、その国の政府機関又は他の適当な国際機関が公表するその年の輸出額に関する統計によるものとする。

(物品の区分)

第七条の五 令第二十五条第四項の表の一の項及び二の項に規定する財務省令で定める物品の区分は、関稅定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品にあつては財務大臣が告示する輸入統計目表の各統計番号に掲げる物品の区分とし、同法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品にあつては同表の各項目に掲げる物品の区分(法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。)とする。

(完全に生産された物品の指定)

第八条 令第二十六条第一項第一号(原産地の意義)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 一の国又は地域(法第八条の二第二項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。)において採掘された鉱物性生産品
 - 二 一の国又は地域において収穫された植物性生産品
 - 三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物(生きているものに限り。)
 - 四 一の国又は地域において動物(生きているものに限り。)
 - 五 一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品
 - 六 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物
 - 七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
 - 八 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの
 - 九 一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず
 - 十 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
- (実質的な変更を加える加工又は製造の指定)
- 第九条 令第二十六条第一項第二号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第八条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関稅定率別表の番号の項が当の番号該物品の原料又は材料(令二十六条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品(別表において「原産品」という。))以外のもの(以下この条及び別表において「非原産品」という。)に限る。この該当する同表の番号の項と異なることとなる加工又は製造(別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造)とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセッティングにこれらから成る操作を除く。
- 2 前項の規定の適用上、関稅定率法別表第五十類から第六十三類までに該当する物品にあつては、当該物品の生産に使用された非原産品からの加工又は製造(同項に定める加工又は製造に該当しないものに限り。))が同項に定める加工又は製造に該当するか否かを決定するに当たり、当該非原産品の総重量が当該物品の総重量の十パーセント以下の

場合には、当該非原産品からの加工又は製造が同項に定める加工又は製造に該当するか否かは考慮しないものとする。

3 第一項の規定の適用上、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品にあつては、関税定率法別表の関税率表の解釈に関する通則3により同表における当該物品の所屬が決定される場合には、当該所屬に基づいて、同項に定める加工又は製造に該当するか否かを決定する。

(原産地証明書等の様式)

第十條 令第二十七條第一項(原産地の証明)に規定する原産地証明書の様式は、別紙様式第一のとおりとする。

2 令第三十條第一項又は第三項に規定する原産地証明書に添付すべき書類の様式は、別紙様式第二又は別紙様式第三のとおりとする。

(飼料の規格)

第十一條 令第三十三條の二(飼料の指定)に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料は、次に掲げる条件を備えた配合飼料とする。

一 関税定率法施行規則第二條第一項各号(飼料の規格)に掲げる条件を備えたものであること。

二 原料品のうち関税定率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(法第九條の二第一項(経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。)又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品(同条第一項の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。)については、ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたものは、ひき砕いたものとして使用されたものであること。

2 令第三十三條の二に規定する単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるものは、次に掲げる原料品の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 関税定率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品ひき砕いたもの(小麦(政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十二條(麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し)の規定により輸入するものであつて飼料の製造に使用するもの、同法第四十三條(輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し)の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるものであつて飼料の製造に使用するもの並びに法第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。)から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の三十パーセント以上のもの(以下この号において「ふすまを加えたもの」という。)に限る。)、ひき割りしたもの(ふすまを加えたものに限る。)、加熱した後に扁平状に押しつぶしたものは、加圧により加熱したもの。

二 関税定率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたものは、加圧により加熱したもの(木材の指定)

第十二條 令別表第三十項から第三十二項までに規定する財務省令で定めるものは、アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニン

グレ、アボジラ、アソベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボテイ、ジェルトン、ジェキテイバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランダウバ、マホガニー、マコロ、マンデイオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルパウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤト、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック(かりん)、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフイム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シボ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、パイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ及びイエローメランチとする。

附則抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国産原油及び輸入原油の平均購入価格の算出方法に関する省令(昭和四十三年大蔵省令第六十二号)は、廃止する。

1 附則(昭和四四年一月二六日大蔵省令第六二二号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四五年五月一日大蔵省令第三九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四五年六月二二日大蔵省令第四九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四五年七月一日大蔵省令第五〇号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四五年七月二二日大蔵省令第五五号)

1 この省令は、公布の日から施行し、関税暫定措置法施行令第二十一條の二十二に定める特別精製業者が昭和四十六年四月一日以後に購入した国産原油及び輸入原油について適用する。

附則(昭和四七年二月一八日大蔵省令第五五号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四七年三月三十一日大蔵省令第一四号)

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年七月二四日大蔵省令第六三三号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の次に三条を加える改正規定は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年二月二〇日大蔵省令第八三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年二月一日大蔵省令第七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年三月二二日大蔵省令第一九号)

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年一月一四日大蔵省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年三月三〇日大蔵省令第二〇号)

この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月一六日大蔵省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月三二日大蔵省令第一三三号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一〇月二二日大蔵省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月三二日大蔵省令第一四号) 抄

- 1 この省令は、昭和五三年三月四一日から施行する。

附 則 (昭和五四年三月三二日大蔵省令第一一〇号)

- 1 この省令は、昭和五四年四月一日から施行する。

- 2 改正前の別表第二及び別表第三に掲げる物品で、改正後の別表第二及び別表第三に掲げる物品に該当しないものについては、昭和五十四年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年三月三二日大蔵省令第一三三号)

- 1 この省令は、昭和五五年四月一日から施行する。

- 2 改正前の別表第二に掲げる物品で、改正後の別表第二に掲げる物品に該当しないもの及び改正前の別表第四に掲げる物品に係る関税の免除については、昭和五十五年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年一〇月二二日大蔵省令第四二二号)

- 1 この省令は、関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日(昭和五十六年一月一日)から施行する。ただし、第一条中関税率

- 2 法施行規則第十三条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法施行規則第九条の改正規定及び同令別表第五を同令別表第四とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十六年三月三二日大蔵省令第一〇号)

- 1 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

- 2 改正前の別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品で、改正後の別表第一、別表

第二及び別表第三に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十六年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年三月三二日大蔵省令第二二二号)

この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月三二日大蔵省令第一二二号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

改正前の第五条に掲げる物品で、改正後の第五条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十九年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年三月三〇日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

改正前の別表第二に掲げる物品で、改正後の別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年一二月二六日大蔵省令第六一〇号)

この省令は、昭和六十年一月一日から施行する。

改正前の第一条に掲げる物品で、改正後の第二条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十年十二月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年三月三二日大蔵省令第一三三号)

この省令は、昭和六一年四月一日から施行する。

改正前の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品で、改正後の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六一年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年三月三二日大蔵省令第一六号)

この省令は、昭和六二年四月一日から施行する。

改正前の第五条、別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品で、改正後の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十二年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年一〇月一六日大蔵省令第五六号)

この省令は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

※ 施行の日 昭和六十二年一月一日

附 則 (昭和六三年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六三年四月一日から施行する。

第二条の規定による改正前の関税暫定措置法施行規則別表第二に掲げる物品で、同条の規定による改正後の関税暫定措置法施行規則別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六三年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (平成二年三月三二日大蔵省令第二二二号) 抄

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和六十六年三月三二日大蔵省令第一七号)

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

3 第二条の規定による改正前の関税暫定措置法施行規則第二条、第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品で、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法施行規則第一条、第二条及び第五条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、平成二年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（平成三年三月三〇日大蔵省令第一四号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第三〇三・〇五項、第三二・〇六項及び第三五・〇二項の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

附則（平成五年三月三一日大蔵省令第四三三号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成五年一〇月一五日本蔵省令第九四号）

この省令は、平成五年十一月一日から施行する。

附則（平成七年三月三一日大蔵省令第二八号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年一二月二七日本蔵省令第八九号）

この省令は、平成八年一月一日から施行する。

附則（平成八年三月三一日大蔵省令第二四号）抄（施行期日）

1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年九月三〇日本蔵省令第五六号）

この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附則（平成九年三月三一日大蔵省令第三四号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第一条中大蔵省組織規程第八十九条第一項第三号の改正規定は、平成九年十月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三一日大蔵省令第四八号）

この省令は、平成一一年四月一日から施行する。

附則（平成一二年七月二二日本蔵省令第六五号）

この省令は、平成一三年三月一日から施行する。

附則（平成一二年八月二二日本蔵省令第六九号）

1 この省令は、平成一三年一月六日から施行する。ただし、第八十一条第一項、第八十二条第一項（改正前国共済施行規則第七十八条中「十二分の二」とあるのは「九分の二」と読み替える部分に限る。）及び第二項並びに第八十三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成一三年三月三一日財務省令第三九号）

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年二月二五日本蔵省令第六三三号）

この省令は、平成一四年一月一日から施行する。

附則（平成一四年三月三一日財務省令第二九号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月三一日財務省令第四三三号）

この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年九月三〇日財務省令第九九号）

この省令は、平成一五年十月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日財務省令第三二二号）

この省令は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年一二月一七日本蔵省令第六九号）

この省令は、平成一十九年一月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三一日財務省令第二八号）

この省令は、平成一九年四月一日から施行する。ただし、第五条中税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令別表第一一四号の改正規定は同年六月一日から施行する。

附則（平成二一年三月三一日財務省令第二五号）

この省令は、平成二一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（関税法施行規則第五条及び第六条の改正規定を除く。）は同年七月一日から施行する。

附則（平成二三年三月三一日財務省令第三二二号）

この省令は、平成二三年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月三一日財務省令第三五号）

この省令は、平成二四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定平成二十四年七月一日

二 第四条（「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改める部分を除く。）及び第五条の規定平成二十五年一月一日

附則（平成二六年一二月二二日本蔵省令第九三三号）

この省令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二六年法律第百十号）の施行の日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日財務省令第四二二号）

この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日財務省令第三二二号）

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、第三条中関税暫定措置法施行規則別表の改正規定は、平成二九年一月一日から施行する。

附則（平成二八年六月一七日財務省令第五五号）

この省令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

※ 施行の日 平成二九年十月八日

附則（平成二九年一月二五日財務省令第一号）

この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

※ 施行の日 平成三十年十二月三十日

附 則 (平成二十九年三月三十一日財務省令第三五号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 平成二十九年六月一日

二 第四条の規定 平成二十九年十月八日

附 則 (平成三〇年三月三〇日財務省令第八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(関税率法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成三十三年九月三十日までの間における同項ただし書の規定による改正後の関税率法施行規則第二条の四第二項の表の第五号の規定の適用については、同号中「二五〇グラム」とあるのは「五〇〇グラム」と、「五〇本」とあるのは「一〇〇本」と、「二〇〇本」とあるのは「四〇〇本」とする。

附 則 (平成三〇年七月一日財務省令第五三号)

この省令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、本則中第三条の改正規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

※ 施行の日 平成三十年十二月三十日

附 則 (令和元年六月二十四日財務省令第七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

別表(第九条関係)

関税率法別表生産された物品の番号	肉及び食用のくず肉	原産品としての資格を与えるための条件
第二類		第一類又は第二類に該当する物品以外の物品からの製造(加工を含む。以下この表において同じ。)

第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水	第三類に該当する物品以外の物品からの製造
第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品(第〇四・一〇項に該当する物品を除く。)	第四類に該当する物品以外の物品からの製造
第七類	(2) その他のもの 食用の野菜、根及び塊茎	第四類に該当する物品以外の物品からの製造
第八類	食用の第八類に該当する物品、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	第七類に該当する物品以外の物品からの製造
第一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	第八類に該当する物品以外の物品からの製造
二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール(マスタードの粉及びミールを除く。)	第七類、第八類、第一類又は第一類に該当する物品以外の物品からの製造
二・一二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕して食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティウム)の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	第一二類に該当する物品以外の物品からの製造

一三・〇二	<p>(1) 主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品</p> <p>(2) こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシククナー（変性させてあるかないかを問わない。）のうち</p> <p>植物性の液汁及びエキス</p>	<p>第七類、第八類又は第一二類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第一二類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
一五・〇四	<p>寒天</p> <p>魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）のうち</p> <p>海棲哺乳動物の油脂及びその分別物</p>	<p>第一三・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）</p> <p>第一二・一二項又は第一三類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
一五・一一	<p>パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）のうち</p> <p>パームステアリン</p>	<p>第一類又は第一五類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第一五・一一項のパームステアリン以外の物品からの製造</p>
第一六類	<p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p>	<p>第一類、第二類、第三類、第五類、第一〇類、第一一類、第一六類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
一七・〇一	<p>(1) 牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇％未満のもの（米を含むものに限る。）及びいか（調製し又は保存に適合する処理をしたものであつて、気密の容器入り以外の米を含むものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）</p>	<p>第一類、第二類、第三類、第五類又は第一六類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
一七・〇二	<p>(1) 乳糖及び乳糖水</p> <p>(2) かえで糖及びかえで糖水並びにハイ・テスト・モラセス</p> <p>(3) 化学的に純粋な果糖</p> <p>(4) その他のもの</p>	<p>第四類又は第一七類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第一七・〇二項の化学的に純粋な果糖以外の物品からの製造</p> <p>第七類、第八類、第一〇類、第一一類、第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品からの製造</p>

一七・〇三	糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。)	第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品からの製造
第一八類	ココア及びその調製品(第一八・〇一項、第一八・〇二項又は第一八・〇六項に該当する物品を除く。)	第一八・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食品	第一八・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造であつて、かつ、製造に使用した砂糖及びミルク(クリームを含む)は原産品に限る。)
	(1) 各使用材料の重量割合のうちミルク(クリームを含む)の重量割合が最も大きいもの	
	(i) 以上のも	
	(ii) その他のもの	
	(2) その他のもの	

一九・〇一	(i) 以上のも	第一八・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造であつて、かつ、製造に使用した砂糖は原産品に限る。)
	(ii) その他のもの	
	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第一四・〇一項から第一四・〇四項までの物品の調製食品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)のうち	
	(1) 麦芽エキス	第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造
	(2) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)であつて、米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	第一〇類、第一一類又は第一九類、第七類、第八類、第九類に該当する物品以外の物品からの製造

一九・〇五	<p>(3) その他のもの</p> <p>(i) しょ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p> <p>(ii) その他のもの</p> <p>スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。)及びクリースト(調製してあるかないかを問わない。)</p> <p>タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用品(フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。)</p> <p>穀物又は穀物産物を膨張させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)</p> <p>パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかないかを問わない。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品</p>	<p>第四類、第七類、第八類、第一〇類、第一一類、第一二類、第一七類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第四類、第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第七類、第八類、第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
-------	--	---

二〇・〇四	<p>(1) スイートビスケット及びあらゆる、せんべいその他これらに類する米菓並びにビスケット、クッキー及びクラッカー並びに主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(1) ヤングコーンコブ</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>第一類、第八類、第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第一類(別表第一九・〇五項の(2)に掲げる物品の原産地において第七類、第八類又は第一〇類に該当する物品から製造したものを除く。)</p> <p>第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第七類、第八類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第二〇・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。)</p> <p>第七類、第一〇類、第一一類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
-------	--	---

二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	第二〇・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
(1) ヤングコーンコブ		
(2)	えんどう（ピスム・サティヴム）（砂糖を加えたものでさや付き以外のもの）及びさやを除いたささげ属又はいんげんまめ属の豆（砂糖を加えたもので気密容器入りのもの）（豚肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマト調製品を含むものに限る。）並びにばれいしよ、えんどう（ピスム・サティヴム）、ささげ属又はいんげんまめ属の豆、アスパラガス、オリブ、スイートコーン以外の野菜及びこれら以外の野菜を混合したもの（砂糖を加えたもので気密容器入りのもの）（豚肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマト調製品を含むものに限る。）以外のもの	第七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造
(3) その他のもの	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グッラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。） ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	第七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造
二〇・〇七		

二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	第二〇・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
(1) ピーナツバター		
(2) その他のもの	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含む、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物のうち コーヒー、茶又はマテをもととした調製品	第七類、第八類、第九類、第一二類、第一七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造
(1) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの	(i) しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの	第二一・〇一項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造であつて、かつ、製造に使用した砂糖は原産品に限
(2) その他のもの		
二一・〇一		
二〇・〇九		

二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタードのうち	<ul style="list-style-type: none"> (ii) その他のもの <p>第二一・〇一項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）</p>
二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	<ul style="list-style-type: none"> (i) ミルクの天然の組成分の含有量の第四類、第一九類又は第三〇％以上の調製品（たんばく質以外の物品からの製造の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんばくの重量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）のもの (ii) ミルクの天然の組成分の含有量の第二一・〇六項に該当する合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品（たんばく質の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんばくの重たつ、製造に使用量が最大のたんばく質濃縮物のうした砂糖は原産品に限り、小売用の容器入りにしたものる。） (iii) その他のもの <p>第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）</p>
二一・〇五	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	<ul style="list-style-type: none"> (i) その他のもの <p>第四類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> (i) ミルクの天然の組成分の含有量の第四類、第一九類又は第三〇％以上の調製品 (ii) その他のもの <p>第一〇類、第一一類、第一九類又は第二一類に該当する物品からの製造</p>
(1) たんばく質濃縮物及び繊維維状にしたたんばく質系物質のうち	<ul style="list-style-type: none"> (i) ミルクの天然の組成分の含有量の第四類、第一九類又は第三〇％以上の調製品 (ii) その他のもの <p>第一〇類、第一一類、第一九類又は第二一類に該当する物品からの製造</p>	

2 糖水（着色料又は香味料を加えたものに限り。）	第七類、第八類、第一〇類、第一一類、第二二類、第一七類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造
3 チューインガム	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
4 こんにやく	第一二類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造
5 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限り。）	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
i 果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
ii その他のもの	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限り。）及び第二二・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
6 その他のもの i 砂糖を加えたもの	

一 おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料の製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
二 その他のもの （一）しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
（二）その他のもの A 小売用の容器入りにしたもので、容器が五〇〇グラム以下のもので、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの一個の重量が五〇グラム以下のものである。）に限り、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの一個の重量が五〇グラム以下のものである。）にする旨が政令で定められたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）

B その他のもの	<p>(a) 乳糖、乳たんばく又は乳脂肪を含有するもの</p> <p>(b) その他のもの</p>	<p>第四類、第七類、第八類、第一〇類、第一一類、第一二類、第一七類、第一九類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第二一・〇六項に該当とする物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造、かつ、製造に使用した砂糖は原産品に限る。）に限る。）</p> <p>第二一・〇六項に該当とする物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）</p>	二二・〇四
	ii その他のもの	<p>二二・〇二水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）のうち</p> <p>水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）以外のもの</p> <p>第二二・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）</p>	二二・〇二
		<p>ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）</p> <p>(1) スパークリングワイン並びにその他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたものの以外のもの（アルコール分が一％</p> <p>第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造</p>	二二・〇四

未満のものに限る。）	<p>(2) その他のもの</p> <p>ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）</p> <p>(1) ニリットルを超える容器入りにしたもの（アルコール分が一％未満のものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第二〇・〇九項、第二一・〇四項又は第二二・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	二二・〇五
	<p>(1) アルコール分が一％未満のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第二二・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）</p>	二二・〇六
	<p>(1) エチルアルコール及び蒸留酒</p> <p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料</p>	<p>第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	二二・〇八

二二・〇九	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品	第二二・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造
二八・四三	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない)、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	第二八・四三項に該当する物品からの製造(化学的変換を伴う製造に限る)又は第二八・四三項に該当する物品以外の物品からの製造
二八・五二	水銀の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)のうち オルガノインオルガニック化合物	第二八・五二項のオルガノインオルガニック化合物以外の物品からの製造
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のうち 金属アルコラート	第二九・〇五項の金属アルコラート以外の物品からの製造
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のうち 金属アルコラート	第二九・〇六項の金属アルコラート以外の物品からの製造

二九・三二	複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)	第二九・三二項に該当する物品からの製造(化学的変換を伴う製造に限る)又は第二九・三二項に該当する物品以外の物品からの製造
二九・三三	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)	第二九・三三項に該当する物品からの製造(化学的変換を伴う製造に限る)又は第二九・三三項に該当する物品以外の物品からの製造
二九・三四	核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わない)並びにその他の複素環式化合物のうち スルトン及びスルタム以外のもの	第二九・三四項に該当する物品(スルトン及びスルタムを除く。)以外の物品からの製造
二九・四〇	糖類(化学的に純粋なものに限るものとし、 しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。)並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩(第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。)	第一七・〇二項の麦芽糖及び果糖(化学的に純粋なものに限る)並びに第二九・四〇項に該当する物品以外の物品からの製造
三二・〇五	レーキ顔料及びこの類の注の調製品でレーキ顔料をもとしたもの	第三二・〇三項から第三二・〇五項までに該当する物品以外の物品からの製造
三二・〇六	その他の着色料、この類の注の調製品(第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。)及びルミノホアとして使用する種類の無機物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	第三二・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造(第二八類に該当する酸化物又は塩と体質顔料(例えば、硫酸バリウム、白亜、炭酸バリウム及びサテン白)との混合を除く。)

三二一・〇八	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもとしたもので、水性以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限り。)並びにこの類の注の溶液	第三二一・〇八項又は第三二一・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造
三二一・一〇	その他のペイント及びワニス(エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。)並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	第三二一・一〇項又は第三二一・一一項に該当する物品以外の物品からの製造
三二一・一三	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類(タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。)	第三二一・一〇項から第三二一・一三項又は第三二一・一四項に該当する物品以外の物品からの製造
三二一・一四	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジレンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマッシュク及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面の非耐火性調製上塗り材	第三二一・〇八項から第三二一・一〇項まで、第三二一・一一項又は第三二一・一四項に該当する物品以外の物品からの製造
三三三・〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもとした混合物(アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。)並びに香気性物質をもとしたその他の調整品(飲料製造に使用する種類のものに限る。)	第三三三・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造
三四・〇一	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品(せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限り)のとし、せっけんを含有するかないかを問わない。)、有機界面活性剤及びその調製品(皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限り)のとし、せっけんを含有するかないかを問わない。)、並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、	第三四・〇一、二項又は第三四・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造

三四・〇二	フェルト及び不織布	第三四・〇二項又は第三四・〇三項に該当する物品以外の物品からの製造
三四・〇七	モデリングペースト(児童用のものを含む。)、歯科用のワックス及び印象材(セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。)、並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスチックをもとしたその他の歯科用の調製品	第三四・〇七項に該当する物品以外の物品からの製造
三五・〇二	(1) 焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスチックをもとしたその他の歯科用の調製品 (2) その他のもの	第三四・〇七項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が五〇%以下となる製造に限る。)
	卵白	第三五・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造

三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化剤でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	第三五・〇五項に該当するエステル化でん粉その他のでん粉誘導体以外の物品からの製造
三六・〇六	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注の可燃性材料の製品のうち	第三六・〇六項に該当する物品以外の物品（可燃性物質又はその調製品を除く。）からの製造
三七・〇二	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）	第三七・〇二項又は第三七・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造
三八・〇一	各種の化学工業生産品（第三八・〇一から第三八・〇七項まで、第三八・〇九項、第三八・一一項又は第三八・一二項に該当する物品を除く。） 人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）のうち 黒鉛その他の炭素をもととした調製品	製造しようとする物品と異なる関税率別表の項に属する物品からの製造（非原産品割合が五〇%以下となる製造に限る。） 第三八・〇一に該当する黒鉛その他の炭素をも

三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガムのうち エステルガム	第三八・〇六項に該当するエステルガム以外の物品からの製造
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） (1) でん粉質の物質をもととしたもの (2) その他のもの	第一一類、第三五・〇五項又は第三八・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造 第三八・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造 第三八・〇九項に該当する物品からの製造
三九・一四	第三九・〇一から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（次製品に限る。）	第三九・〇一から第三九・一四項までに該当する物品以外の物品からの製造
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	第三九・〇一から第三九・一三項まで又は第三九・一六項に該当する物品以外の物品からの製造
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するが有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	第三九・〇一から第三九・一八項まで第三九・一八項から第三九・二二項までに該当する物品以外の物品からの製造

三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、は第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・一四項から第三九・一五項までの物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・一四項又は第三九・一五項に該当する物品以外の物品からの製造
三九・二〇	プラスチック製の他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並九・一三項まで又は第三九・一四項に該当する物品に補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用九・二〇項に該当する物品以外の物品からの製造の材料と組み合わせたものを除く。）	第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・一四項又は第三九・一五項に該当する物品以外の物品からの製造
三九・二一	プラスチック製の他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・一四項又は第三九・一五項に該当する物品以外の物品からの製造
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもの）で、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	第四一・〇一項又は第四一・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造
四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもの）で、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	第四一・〇二項又は第四一・〇三項に該当する物品以外の物品からの製造
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもの）で、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	第四一・〇三項又は第四一・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめしたものと及びクラストにしたもの）を越え、パーチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	第四一・〇一項、第四一・〇二項又は第四一・〇三項に該当する物品以外の物品からの製造

四一・二二	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	第四一・〇二項、第四一・〇三項又は第四一・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造
四一・二三	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	第四一・〇三項、第四一・〇四項又は第四一・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造
四一・二四	シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む）、バテントレザー及びバテントラミナーテッドレザー並びにメタライズドレザー	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの物品（なめし過程にないものに限る。）又は第四一・〇四項に該当する物品（シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）に限る。）以外の物品からの製造
第四二類	(1) シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。） (2) その他のもの	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの物品（なめし過程にないものに限る。）又は第四一・〇四項に該当する物品（シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）に限る。）以外の物品からの製造
	革製品及び動物用装具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四二・〇五項又は第四二・〇六項に該当する物品を除く。）	製造しようとする物品と異なる関税率法別表の項（第四二・〇五項を除く。）に属する物品からの製造

四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合せてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項の物品を除く。）のうち	ドロップスキン以外のもの	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	四三・〇三
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを越えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）のうち	かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたもの	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材のうち	四四・一二
四四・一六	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	<p>第四三・〇一項又は第四三・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第四三・〇二項又は第四三・〇三項に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第四四・〇七項に該当する物品（かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものに限る。）以外の物品からの製造</p> <p>第四四・〇七項、第四四・〇八項又は第四四・一二項に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第四四・一六項に該当する物品（木製のたる材及びおけ材（割り又はひいたもので、割つたものにあつては主要な一面のみをひいたものに限り、ひいたものにあつては主要な曲面のうち少なくとも一面を曲面にひいたものに限るものとし、のこぎりでひく加工以外の加工</p>	四四・一六	
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）のうち	セルラーウッドパネルを使用したもの	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具のうち	四四・二〇
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）のうち	<p>第四四・二〇項に該当する物品（寄せ木し又は象眼した木材を除く。）以外の物品からの製造</p> <p>第四六・〇一項に該当する物品（さなだその他これに類する組物材料から成る物品を除く。）以外の物品からの製造</p>	四六・〇一	

五〇・〇六	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐすのうち天然てぐす以外のもの	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐすのうち天然てぐす以外のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五〇・〇七	絹織物	絹織物	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五一・〇六	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五一・〇七	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造

五一・〇八	紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五一・〇九	羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五一・一〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものではないかを問わない。）	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものではないかを問わない。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五一・一一	紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。） (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。） (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造

五二・一二	梳毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）	繊維又は紡織用繊維くすからの製造
(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの		化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くすからの製造
(2) その他のもの		化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くすからの製造
五一・一三	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くすからの製造
五二・〇四	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くすからの製造
五二・〇五	綿糸（綿の重量が全重量の八五%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くすからの製造

五二・〇六	綿糸（綿の重量が全重量の八五%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ドし又はコームしてないものに限る。）からの製造
五二・〇七	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くすからの製造
五二・〇八	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くすからの製造
(1) ろうけつ染めしたもの（手工業によるろうけつ染めしたものであることとが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）		生機からの製造
(2) その他のもの		化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くすからの製造

五二・〇九	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	の製造
<p>(1) ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることとが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	生機からの製造	
五二・一〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	の製造
<p>(1) ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ染めしたものであることとが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維からの製造</p> <p>生機からの製造</p>	

五二・一一	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	の製造
<p>(1) ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ染めしたものであることとが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	生機からの製造	
五二・一二	その他の綿織物	の製造
<p>(1) ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ染めしたものであることとが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	生機からの製造	
五三・〇六	亜麻糸	の製造
<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維からの製造</p> <p>（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カーブド又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>		

五三・〇七	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五三・〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙系のうち 紙糸以外のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五三・〇九	亜麻織物	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五三・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五三・一一	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙系の織物	紙、化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
第五四類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品（第五四・〇四項から第五四・〇六項までに該当する物品を除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五四・〇四	(2) その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五四・〇五	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五四・〇五	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造

五五・〇六	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	ドし又はコームしてないものに限る。）からの製造
五五・〇一	合成繊維の長繊維のトウ	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造
五五・〇二	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品からの製造
五五・〇三	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品からの製造
五五・〇四	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品からの製造
五五・〇六	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造

五五・〇七	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造
五五・〇八	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造
五五・〇九	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造
五五・一〇	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造

五五・一一	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限り、ものとし、縫糸を除く。）	ドし又はコムしてないものに限り。）からの製造
五五・一二	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限り。）からの製造
五五・一三	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	<p>(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びびくずからの製造）</p>

五五・一四	<p>(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びびくずからの製造）</p>
五五・一五	<p>(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>合成繊維の短繊維のその他の織物</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びびくずからの製造）</p>

五五・一六	(2) その他のもの 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
(2) その他のもの	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五六・〇一	紡織用繊維のウオッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネット	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五六・〇二	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造

五六・〇三	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限り。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。）のうち	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造
五六・〇五	紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。） 金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したものと及び金属で被覆したものに限り。） （紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造

五六・〇六	ジンプヤーン(第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物から第四七・〇六項まで品をしんに使用したものを含むものとし、第に該当する物品、紡織用五六・〇五項のもの及び馬毛をしんに使用したジンプヤーンを除く)、シエニールヤーン(フロックシエニールヤーンを含む。)及びルーブウエルヤーン	化学品、第四七・〇一項
五六・〇七	ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。)からの製造
五六・〇八	結び網地(ひも又は綱から製造したものに限り。及び漁網その他の網(製品にしたもので紡織用繊維製のものに限る。))	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五六・〇九	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品(他の項に該当するものを除く。)	紙、化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。)からの製造
第五七類	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(第五七・〇四項に該当する物品を除く。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造

五七・〇四	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工したものを除く。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。)からの製造
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維(生糸を除く。)、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五九・〇一	(1) 第五八・〇一項のバイル織物であつて、絹の重量が全重量の一〇%を超え、かつ、バイルを切つてないもの (2) その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五九・〇二	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でゴム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	紡織用繊維の糸からの製造
五九・〇二	タイヤコードファブリック(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。)	紡織用繊維の糸からの製造
五九・〇二	(1) ゴム又はプラスチックを染み込ませたもの	紡織用繊維の糸からの製造

五九・〇三	紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限定するものとし、第五九・〇二項のものを除く。)	紡織用繊維の糸からの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五九・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの(特定の形状に切つてあるかないかを問わない。)	紡織用繊維又はその糸からの製造	紡織用繊維又はその糸からの製造
五九・〇五	紡織用繊維の壁面被覆材	紡織用繊維の糸からの製造	紡織用繊維の糸からの製造
五九・〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類(第五九・〇二項のものを除く。)	紡織用繊維の糸からの製造	紡織用繊維の糸からの製造
五九・〇七	その他の紡織用繊維の織物類(染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限定。及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類)	紡織用繊維の糸からの製造	紡織用繊維の糸からの製造
五九・〇八	紡織用繊維のしん(織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストロー用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。)並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物(染み込ませたてあるかないかを問わない。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五九・〇九	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品(他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造

(2) その他のもの

五九・一〇	伝動用又はコンベア用のベルト及びベルチング(紡織用繊維製のものに限定するものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五九・一一	紡織用繊維の物品及び製品(技術的用途に供するもので、この類の注のものに限る。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
第六一類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	紡織用繊維の織物類又は編物からの製造	紡織用繊維の織物類又は編物からの製造
第六二類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)(第六二・一三項から第六二・一七項までに該当する物品を除く。)	紡織用繊維の織物類又は編物からの製造	紡織用繊維の織物類又は編物からの製造
六二・一三	ハンカチ	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
六二・一四	ショール、スカーフ、マフラー、マントイラ、パールその他これらに類する製品	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造

六二・一五	ネクタイ	紡織用繊維の糸からの製造
六二・一六	手袋、ミトン及びミット	紡織用繊維の糸からの製造
六二・一七	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）	紡織用繊維の糸からの製造
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ（第六三・〇八項又は第六三・〇九項に該当する物品を除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（生糸を除く。）からの製造
六三・〇八	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しなしかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（生糸を除く。）からの製造
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	製造しようとする物品と異なる関税率別表の項（第六四・〇六項を除く。）に属する物品からの製造
六五・〇四	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	第六五・〇二項又は第六五・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造
六五・〇五	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）のう	第六五・〇二項又は第六五・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造

六六・〇一	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）	第六六・〇一項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が五〇％以下となる製造に限る。）
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しなしかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までに該当する物品以外の物品からの製造
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	第七〇・〇三項から第七〇・〇七項までに該当する物品以外の物品からの製造
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）のうち	第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）のうち

ち

七二・一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	第七〇・一三項に該当する物品からの製造（使用された非原産品の価格の生産された物品の価格のうちを占める割合が五〇％以下となるカット加工に限る。）又は第七〇・一三項に該当する物品以外の物品からの製造
七一・一七	身辺用模造細貨類	第七一・一七項に該当する物品以外の物品（金属製のくさりを除く。）からの製造
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品	第七二・〇六項又は第七二・〇七項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限り、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇七項、第七二・〇八項又は第七二・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限り、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇七項から第七二・〇九項まで又は第七二・一〇項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限り、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	第七二・一〇項から第七二・一一項までに該当する物品以外の物品からの製造
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	第七二・一〇項から第七二・一一項まで又は第七二・一二項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・二二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・二〇項から第七二・二二項までに該当する物品以外の物品からの製造
七二・二三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・二三項、第七二・二四項又は第七二・二五項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・二四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）	第七二・二四項又は第七二・二五項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・二五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	第七二・二五項から第七二・二六項までに該当する物品以外の物品からの製造
七二・二六	鉄又は非合金鋼の形鋼	第七二・二六項から第七二・二七項までに該当する物品以外の物品からの製造
七二・二七	鉄又は非合金鋼の線	第七二・二七項から第七二・二八項までに該当する物品以外の物品からの製造
七二・一九	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限り、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	第七二・一八項に該当する物品及び第七二・一九項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・一八項に該当する物品、第七二・一九項に該当する物品及び第七二・二〇項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・二二	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・二二項に該当する物品及び第七二・二三項に該当する物品以外の物品からの製造

七二・二二二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼 (1) 棒	第七二・一八項に該当する半製品、第七二・二二項に該当する物品及び第七二・二二項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・二三三	ステンレス鋼の線 (2) 形鋼	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項から第七二・二二項までに該当する物品以外の物品からの製造 第七二・二二項から第七二・二三項までに該当する物品以外の物品からの製造
七二・二二五	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。)	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・二二六	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。)	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二五項に該当する物品及び第七二・二六項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・二二七	その他の合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。)	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二七項に該当する物品及び第七二・二八項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・二二八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空下 リル棒	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二七項に該当する物品及び第七二・二八項に該当する物品以外の物品からの製造

七三・〇二	(1) 形鋼	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二五項に該当する物品、第七二・二六項に該当する物品及び第七二・二八項に該当する物品以外の物品からの製造
七二・二二九	(2) その他のもの その他合金鋼の線	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二七項に該当する物品及び第七二・二八項に該当する物品以外の物品からの製造 第七二・二七項から第七二・二九項までに該当する物品以外の物品からの製造
七三・〇一	鋼矢板(穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。)及び溶接形鋼	第七二・〇七項から第七二・一六項に該当する物品、第七二・一八項に該当する半製品、第七二・一九項、第七二・二〇項又は第七二・二二項に該当する物品、第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項、第七二・二六項、第七二・二八項又は第七三・〇一に該当する物品以外の物品からの製造
	レール、ガイドレール、ラックレール及びビットレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。)並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。)	第七二・〇六項に該当する物品、第七二・一八項に該当する物品(半製品の線路用のものを除く。)及び第七二・二四項に該当する物品(半製品を除く。)からの製造

七三・〇四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）	第七二類（第七二・〇七項、第七二・一八項及び第七二・二四項を除く。）又は第七三類に該当する物品以外の物品からの製造
七三・〇五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四〇・六・四ミリメートルを超えるものに限る。）	第七二類（第七二・〇七項、第七二・一八項及び第七二・二四項を除く。）又は第七三類に該当する物品以外の物品からの製造
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。）	第七二類（第七二・〇七項、第七二・一八項及び第七二・二四項を除く。）又は第七三類に該当する物品以外の物品からの製造
七三・一一	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七二・一七項、第七二・二三項、第七二・二九項又は第七三・一二項に該当する物品以外の物品からの製造
七三・一三	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよつた二重線で柵に使用する種類のもの	第七二・一七項、第七二・二三項、第七二・二九項又は第七三・一三項に該当する物品以外の物品からの製造
七四・〇二	粗銅及び電解精製用陽極銅	第七四・〇一項又は第七四・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する物品以外の物品からの製造
七四・〇七	銅の棒及び形材	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造

七四・〇八	銅の線	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	第七四・〇七項又は第七四・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	第七四・〇七項から第七四・一〇項までに該当する物品以外の物品からの製造
七四・一一	銅製の管	第七四・〇七項、第七四・〇八項又は第七四・一一項に該当する物品以外の物品からの製造
七四・一三	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七四・〇七項に該当する物品（形材を除くものとし、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限る）、第七四・〇八項又は第七四・〇九項に該当する物品（横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限る。）及び第七四・一三項に該当する物品以外の物品からの製造
七五・〇二	ニッケルの塊	第七五・〇一項又は第七五・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造
七五・〇五	ニッケルの棒、形材及び線	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造
七五・〇六	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造
七五・〇七	ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七五・〇五項から第七五・〇七項までに該当する物品以外の物品からの製造

七五・〇八	その他のニッケル製品のうち 電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。）	第七五・〇一項に該当するカソード及び第七五・〇八項までに該当する物品以外の物品からの製造
七六・〇四	アルミニウムの棒及び形材	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する物品以外の物品からの製造
七六・〇五	アルミニウムの線	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する物品以外の物品からの製造
七六・〇六	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	第七六・〇四項又は第七六・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造
七六・〇七	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	第七六・〇四項から第七六・〇七項までに該当する物品以外の物品からの製造
七六・〇八	アルミニウム製の管	第七六・〇四項、第七六・〇六項又は第七六・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造
七六・〇九	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造
七六・一四	アルミニウム製のより線、ケーブル、組みもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七六・〇五項に該当する物品（横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限る。）及び第七六・一四項に該当する物
七八・〇四	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク	第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品（鉛の棒、形材及び線に限る。）
七九・〇四	亜鉛の棒、形材及び線	第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造
七八・〇六	その他の鉛製品のうち 鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品（鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）並びに鉛の棒、形材及び線に限る。）以外の物品からの製造
七九・〇五	鉛の棒、形材及び線	第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品（鉛の棒、形材及び線に限る。）以外の物品からの製造
七九・〇七	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく その他の亜鉛製品のうち 亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する物品及び第七九・〇七項に該当する物品（亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー

八〇・〇三	すずの棒、形材及び線	及びスリーブ)に限る。)以外の物品からの製造 第八〇・〇三項に該当する物品及び第八〇・〇七項に該当する物品(すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。))に該当する物品(すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。))に該当する物品以外の物品からの製造	からの製造
八〇・〇七	その他のすず製品のうち	すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。))に該当する物品(すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。))に該当する物品(すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。))に該当する物品以外の物品からの製造	第八一類
	すずのはく(厚さ(補強剤の厚さを除く。))が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強剤により裏張りしてあるかないかを問わない。	第八〇・〇三項に該当する物品及び第八〇・〇七項に該当する物品(すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。))並びにすずのはく(厚さ(補強剤の厚さを除く。))が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)以外の物品	第八五類
	第八七類	すず製の管及び管用継手(例えば、カッピング、エルボー及びスリーブ)	第八七類
	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品(第八一・一二三項に該当する物品を除く。)	第八七類
	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	すず製の管及び管用継手(例えば、カッピング、エルボー及びスリーブ)に限る。))及びスリーブ)に限る。))以外の物品からの製造	第八七類
	使用した非原産品のうち、生産された物品と異なる関税率別表の項に属するものの価格のうちに占める割合が四〇%以下となり、かつ、生産された物品と同じ関税率別表の項に属するもの	製造しようとする物品の関税率別表の項に属する物品(塊を除く。))以外の物品からの製造	第八七類
	使用した非原産品のうち、生産された物品と異なる関税率別表の項に属するものの価格のうちに占める割合が四〇%以下となり、かつ、生産された物品と同じ関税率別表の項に属するもの	製造しようとする物品の関税率別表の項に属する物品(塊を除く。))以外の物品からの製造	第八七類

第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品(第九〇・〇一項又は第九〇・三〇項に該当する物品を除く。)	のの価格の生産された物品の価格のうちを占める割合が五%以下となる製造
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	使用した非原産品のうち、生産された物品と異なる関税率法別表の項に属するものの価格のうちを占める割合が四〇%以下となり、かつ、生産された物品と同じ関税率法別表の項に属するものの価格のうちを占める割合が五%以下となる製造

第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する諸物を開税率法別表の項に属した物品並びにランプその他の照明器具(他その物品からの製造(第九四・〇四項に該当する)に類するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他物品からの製造を除く。(第九四・〇四項から第九四・〇六項までに該当する物品を除く。)	生産された物品と異なる開税率法別表の項に属する物品からの製造(第九四・〇四項に該当する)に類するものを除く。)
九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限り。及び製品(これらの材料から製造したものに限り)とし、成形により得た製品を含む。)のうち	第九六・〇一項に該当する物品(加工品を除く。)以外の物品からの製造
九六・〇三	ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。)、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー(ローラー・スクイージーを除く。)のうち	第九六・〇三・一〇号に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が五%以下となる製造に限る。)
	動力駆動式でない手動床掃除機	第九六・〇三項に該当する動力駆動式でない手動床掃除機以外の物品からの製造

九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	九六・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が五〇％以下となる製造に限る。）
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キヤップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）のうち	第九六・〇八項に該当する物品（ペン先及びニブポイントを除く。）以外の物品からの製造
九六・一四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガ―ホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品のうち 万年筆その他のペン及びペン軸 木製の喫煙用パイプ及びパイプボール	第九六・一四項に該当する物品（粗く成形した木製ブロックを除く。）以外の物品からの製造
九六・一七	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	第七〇・二〇項に該当する物品（魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶に限る。）及び第九六・一七項に該当する物品以外の物品からの製造

備考

- 一 この表の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。
- (一) 「化学品」とは、関税率表別表第二八類から第三九類までに該当する物品で、紡織用繊維の製造の用に供するものをいう。
 - (二) 「織物類又は編物」とは、関税率表別表第五〇類から第五六類まで及び第五八類から第六〇類までに該当する織物、フェルト、不織布、メリヤス編物、クロセ編物又はレースをいう。
 - (三) 「非原産品の価格」とは、非原産品の特惠受益国に輸入された際の課税価格（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易

- に関する一般協定第七条の実施に関する協定に基づいて計算される価格（当該非原産品が当該特惠受益国の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用を含む。）又はこれに準ずる価格）をいい、当該課税価格を確認することができない物品については、特惠受益国において対価として支払われたことを確認することができる最初の支払いに係る価格をいう。
- (四) 「生産された物品の価格」とは、特惠受益国から輸出される物品の当該国の輸出港における本船甲板渡し価格（輸出の際に軽減、免除又は払戻しを受けるべき内国消費税の額を除く。）又はこれに準ずる価格をいう。
- (五) 「非原産品割合」とは、原料又は材料として使用された非原産品の価格が生産された物品の価格のうち占める割合をいう。
- 二 この表の各項において、同表の下欄において製造につき非原産品割合が一定の率以下となる必要があるとされる条件（以下「定率基準」という。）を定める他の項の中欄に掲げる物品（以下「製品」という。）の原料又は材料として使用された物品（以下「中間生産品」という。）が定率基準を定める項の中欄に掲げる該製品に該当するときは、製品に係る定率基準を定める項の適用については、当該中間生産品の生産に使用された原産品及び非原産品は、製品の生産に直接に使用されたものとみなす。
- 三 この表の下欄において定率基準以外の条件は、中欄に掲げる物品の生産に使用される原料又は材料のうち原産品については、適用されない。
- 四 この表の下欄に記載する紡織用天然繊維及び人造繊維の短繊維には、これらの繊維と人造繊維の長繊維（当該欄にこれらの繊維と第五〇・〇一項に該当する物品とが混ざって記載されている場合には、生糸又は人造繊維の長繊維）とを混ぜたものは含まない。
- 五 関税率表別表六一類から第六三類までに該当する物品が原産品であるか否かを決定するに当たり、物品の生産に使用された原料又は材料であつて同表第五〇類から第六三類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

別紙様式1

1. 輸出者（氏名、住所及び国名）		番号. 一般特惠制度 原産地証明書 （申告及び証明書用） 様式 A 発給国.....			
2. 輸入者（氏名、住所及び国名）					
3. 輸送の手段及び経路（判明している場合に記入すること）			4. 公用欄		
5. 項目番号	6. 包装の記号及び番号	7. 包装の個数及び種類並びに品名	8. 原産地基準	9. 総重量又はその他の数量	10. 仕入書の番号及び日付
11. 証明 監督の結果、輸出者の申告は正確であることを証明する。			12. 輸出者の申告 下記の者は、上記の記載内容が正確であり、すべての物品が..... （国名） において生産され、かつ、当該物品が下記輸入国における一般特惠制度の原産地基準に合致するものであることを申告する。 （輸入国）		
作成地、作成年月日、署名及び証明機関印			作成地、作成年月日、署名権限のある者の署名		

備考

- 用紙は、一平方メートル当たりの重量が、25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本産業規格A列4番）のものに限る。）で証券印刷の方法で緑色の彩紋を施したものとする。
- 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

別紙様式2

原産地証明書の添付書類 番号.....			
原産地証明書に記載された物品の生産に使用された 日本からの輸入原料に関する証明書（原産地証明書番号.....） 発給国.....			
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">輸 出 物 品</td> <td style="width: 50%; border: none;">日本から輸入された原料</td> </tr> </table>		輸 出 物 品	日本から輸入された原料
輸 出 物 品	日本から輸入された原料		
品 名	品 名		
数 量	数 量		
証明 監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。 ----- 作成地、作成年月日、署名及び証明機関印	輸出者の申告 下記の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。 ----- 作成地、作成年月日、署名権限のある者の署名		

備考

1. 用紙は、一平方メートル当たりの重量が、25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本産業規格A列4番）のものに限る。）で証券印刷の方法で緑色の彩紋を施したものとする。
2. 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

別紙様式3

原産地証明書の添付書類

番号.....

累積加工・製造証明書（原産地証明書番号.....）

発給国.....

原 材 料				製 品			
生産国	品 名	数量	価格	生産国	品 名	数量	価格
<p>証明</p> <p>監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。</p> <p>-----</p> <p>作成地、作成年月日、署名及び証明機関印</p>				<p>輸出者の申告</p> <p>下記の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。</p> <p>-----</p> <p>作成地、作成年月日、署名権限のある者の署名</p>			
<p>備考</p> <p>1. 用紙は、一平方メートル当たりの重量が、25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本産業規格A列4番）のものに限る。）で証券印刷の方法で緑色の彩紋を施したものとする。</p> <p>2. 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。</p>							